

重大事態対応フロー図

○いじめ防止対策推進法第 22 条「いじめの防止等の対策のための組織で」いじめの疑いに関する情報の収集と記録、共有を図る。

○いじめの事実の確認を行い、結果を設置者へ報告する。

